

総務産業常任委員会

平成30年4月13日（金）

午前10時00分開会

○三鬼（和）委員長 おはようございます。

ただいまより総務産業常任委員会を開会いたします。

本日の議題につきましては、まず1番目に、統一的な基準による財務諸表、平成28年度決算の訂正について、これらにつきましては、所管より各委員には回っていただいておりますけど、もともと委員会で説明していただくということがありましたし、複式簿記ということがありますので、委員会においてはより説明をしていただくということ、それから、2番目につきましては、本庁舎の耐震診断業務について、その結果が出ましたので、それについて報告いただきます。3点目としまして、尾鷲市水道水源保護審議会の審議内容報告について、これは審議会が行われておりまして、審議会の結論が尊重されるということで、議会でどうこうと討論されることではないんですけど、非常に水道水源にかかわる河川流域であるということなので、この審議会についても、内容について若干主なことを報告していただくということになっています。

なお、市長、副市長については、本日報告ということで、やりとりするということは余りないとは思いますが、一応情報共有するという事で出席していただいております。

なお、先ほど報道のほうよりNHKさんが動画を撮影することがあるという申し入れがございましたので、そういったことも含めまして、了解願いたいと思います。

それでは、市長のほうより挨拶がございましたら。

○加藤市長 おはようございます。

新年度に入りまして、早いもので既に2週間が過ぎようとしておりますけれども、委員の皆様におかれましては、何かとお忙しい中、総務産業常任委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、先ほど委員長のほうからも御報告がございましたように、先般配付させていただきました財務書類の訂正、そして、昨年度実施しました本庁舎耐震診断の結果報告、そして、昨日開催されました尾鷲市水道水源保護審議会の審議内容について、それぞれ各課より報告させていただきますので、よろしく願います。

○三鬼（和）委員長　それでは、1番目の統一的な基準による財務諸表、平成28年度決算の訂正について、再度説明していただくことにしますので、よろしくお願い申し上げます。

○宇利財政課長　財政課です。よろしくお願い申し上げます。

本日御説明申し上げますのは、平成30年3月8日開催の総務常任委員会においてお示しいたしました平成28年度決算における統一的な基準による財務書類につきまして、貸借対照表、行政コスト計算書及び純資産変動計算書の数値に誤りが見つかりましたので、その修正内容を御説明させていただくものでございます。

財務書類を修正するという事で、皆様には御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げます。

それでは、御説明申し上げます。

資料の1ページをごらんください。

貸借対照表でございます。修正箇所は全て赤字で表示しております。

貸借対照表では、資産の部のうち、固定資産の投資その他の資産の徴収不能引当金及び流動資産の徴収不能引当金に数値の修正がございます。

固定資産の徴収不能引当金で3,536万円からマイナスの3,356万8,000円に、流動資産の徴収不能引当金で2,424万円からマイナスの1,708万円に、それぞれ修正となっております。資産の修正により純資産合計が510億5,800万円から509億4,775万3,000円に、資産合計、負債及び純資産合計が634億2,337万2,000円から633億1,312万5,000円に、それぞれ修正しております。

次ページをごらんください。

続いて、行政コスト計算書でございます。

行政コスト計算書の修正箇所は、経常経費のうち業務費用のその他の業務費用の徴収不能引当金繰入額及び経常収益のうちその他でございます。

経常費用の徴収不能引当金繰入額で1,576万3,000円から3,077万2,000円に、経常収益のその他で1億4,043万3,000円から1億3,774万9,000円に、それぞれ修正となっております。

経常費用及び経常収益の修正により、純経常行政コスト及び純行政コストが95億8,139万5,000円から95億9,908万7,000円に、それぞれ修正となりました。

次ページをごらんください。

純資産変動計算書でございます。

純資産変動計算書では、合計欄のうち前年度末純資産残高及び純行政コストに数値の修正がございます。前年度末純資産残高で524億4,723万4,000円から523億5,467万9,000円に、純行政コストでマイナスの95億8,139万5,000円からマイナスの95億9,908万7,000円に、それぞれ修正となっております。

これらの修正により、本年度差額がマイナスの13億9,914万4,000円からマイナスの14億1,683万6,000円に、本年度純資産変動額がマイナスの13億8,923万4,000円からマイナスの14億692万6,000円に、本年度末純資産残高が510億5,800万円から509億4,775万3,000円に、それぞれ修正となっております。

また、合計の内訳ですが、修正箇所は前年度末純資産残高、純行政コスト、本年度差額、固定資産等の変動（内部変動）、有形固定資産等の増加及び本年度純資産変動額であり、これらの修正により、表中、下段の本年度末純資産残高のうち、固定資産等形成分が630億1,212万7,000円から629億4,320万円に、余剰分がマイナスの119億5,412万8,000円からマイナスの119億9,544万7,000円に、それぞれ修正となっております。

修正箇所の説明は以上でございます。

修正が生じた原因といたしましては、貸借対照表に表記される徴収不能引当金につきまして、平成27年4月1日現在で、本来マイナス表記とすべきところをプラス表記としてしまったことによるものでございます。この表記誤りがその後作成した貸借対照表、行政コスト計算書及び純資産変動計算書の数値に影響を与え、修正することとなったものでございます。

単純ミスによる修正であり、今後、確認の徹底など、再発防止に努めてまいります。また、今回の修正を反映させた修正後の財務書類4表は、資料の4ページから7ページまでに記載させていただいておりますので、御参照ください。

以上をもちまして、平成28年度における統一的な基準による財務書類の訂正についての御説明とさせていただきます。

なお、別冊資料として、平成28年度決算統一的な基準による財務書類をデータとして送付させていただいております。こちらにつきましては、財務書類を市民の皆様向けにわかりやすい形に加工したものであり、参考に添付させていただいております。

説明は以上でございます。

- 三鬼（和）委員長　　以上で、本来負の数字になるべきところが正の数字になっておったということで、貸借対照表とか複式形式ということがありますので、26年度決算というか27年度当初からの間違いがあったということで、当然引き継いでおります28年度にも影響があるということで、全体的な訂正が必要であるということとなりました。

訂正箇所については、先ほど赤字を書いているところで訂正となったということです。こういったことを踏まえまして、もし御質問がございましたらお願いいたします。

- 奥田委員　　これは、この前3月の定例議会の予算決算常任委員会やったかな、説明してもらったのね。

（「総務」と呼ぶ者あり）

- 奥田委員　　総務やったかな。総務でしたよね。

それで、そのときも初めてこういう貸借対照表も出てきたもので、よかったですねという話をさせてもらって、そのとき私が話したのは、退職手当引当金とか徴収不能の引当金が出てきておるもので、そこまできちっとやれていますねという話をしたと思うんですけど、だから、引当金というのは貸借対照表の右側にあるのが普通で、通常、退職手当引当金は右側にあるんやけれども、徴収不能引当金というのは左側にあって、左側にある場合は当然マイナスになりますよね。資産関係から引かなあかんのやで。当然、僕もこれは引かれていると思ったんですよ。ただ、あのときに貸借対照表の右左、貸借の合計が合っておるのかなと思って、三角がついていない、そこをもっと確認しようかなと思うたんやけれども、しておけばよかったですんやけどね。そのときに気づいてもらったんやけど。

それはそれとして、こういうのは、僕は逆に評価しているし、こういうのが出てきて、よく財政課は頑張ってくってくれたなと思うので、今後、そういうのに気をつけてほしいなと思うんですけど。

ただ、1個、数字が違うじゃないですか。投資その他の資産のところの徴収不能引当金、3,536万やったやつが3,358万8,000円と、それから、流動資産のほうの徴収不能引当金が2,424万あるのが1,708万、数字が変わっておるじゃないですか。この理由だけ教えてもらえますか。

- 宇利財政課長　　この部分なんですけれども、まず、誤りのあったものは26年度決算の、26年度決算における27年度期首と呼んでいいのか、26年度末の貸

借対照表をまずつくり上げたんですけれども、そこの部分については、例えば徴収不能引当金であれば徴収不能引当金に計上すべき数字をデータ入力する形でやらせていただいたんです。

その徴収不能引当金を、この徴収不能引当金は5カ年の不能欠損額の平均値を用いるというのが総務省からの一般的な基準として出されているもので、その数値をただ拾い集めて入力かけたんですけれども、それは業者委託という形になって、正の数値を、こちらのほうから徴収不能引当金の該当する数字はこの数字ですという形でデータ提供をしたわけです。そのときのデータ提供した数字を、借方と貸方に数字を入力するシステムになっているらしくて、その数字を本来貸方に入れなければいけないデータ入力を借方に入れてしまったということで、その時点でプラスマイナスが逆になってしまったそうなんです。

その後の数値としては、その数字を無視して今年度の徴収不能引当金、例えば27年度末の徴収不能引当金はこの数字になるので、前年度の差額、それから徴収不能の取り崩し額、実際の不能欠損した数字なんですけれども、その数字との差し引きを今度は入力をすると、その数字でずれてきてしまったので、それを2カ年やった結果、取り崩し額、それから引当額、その数字は正確な数字を最初の年は入れたんですけれども、その後の数字を積算するに当たってもとの数字が、プラマイがずれてしまったので、行政コスト計算の引当額を誤った積算になってしまったわけなんです。それが2カ年続いた結果、引当額、取り崩し額……。

○奥田委員 簡単に言うと、28年度末の数字ですけど、26年度末、27年度末が、また数字がプラスマイナスが逆になっておったということもあって中和できたということやね。そういうことでいいのかな。

○三鬼（和）委員長 いいですか。

スタートのときに正と負の数字の入金間違いで、多分余剰分のところでも差し引きした中で数字ができてしまっておったって。

○宇利財政課長 そのとおりで、こちらのほうの数字の入力する数字は年度分の数字をそのまま入力するんですけれども、元数字がずれた関係で、年度分の数字の計算が必然的に違ってしまったということで、ここにずれが生じています。

○三鬼（孝）委員 今、課長の説明で引当金、貸方、借方を間違うというような話があったけれども、コンピューター会社が間違えたということでしょう。

○宇利財政課長 当初の段階ではコンピューター会社が間違っていたんですけれども、期末の数字の段階で、本来なるべき数字はこちらが把握しておるはずなので、

そこでの確認漏れもあったと思います。

○三鬼（孝）委員 担当課が検算しなかったということやな、結果的には。

○宇利財政課長 結果的にはそういうことです。

○三鬼（孝）委員 そのコンピューター会社は今後ずっとやっていくんやろうけど、大丈夫なのかな。基本的なこういう引当金を、貸方と借方を間違うということはあることやと思うけど、大丈夫かな。

○宇利財政課長 それについては実績のある会社ということもあり、こちらのほうとしては、その後の対応等を考えると大丈夫じゃないかというふうに考えております。

○三鬼（和）委員長 いいですか。

ほかの委員の方、ないですか。

とにかく課長、こちらからの数字の提供って、今後はもうスタートしておる以上、こちらの数字提供がない限りはコンピューターで入れると思うので間違いないとは思いますが、検算につきましてもしっかりしていただきたいと思いますので、いいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三鬼（和）委員長 それでは、この説明については終わりたいと思います。御苦労さまでございました。

（休憩 午前10時16分）

（再開 午前10時18分）

○三鬼（和）委員長 それでは、続きまして、議題の2番目、本庁舎耐震診断業務につきまして、耐震診断の結果が出ましたので、御報告していただきたいと思っております。

なお、今回、議題に上げましたが、市として、この診断結果に基づいた方針についてはまだこれからということがございますので、そういったことを踏まえて説明を聞いていただきまして、質疑をお願いしたいと思います。

○下村総務課長 本市庁舎の耐震化については、平成28年の熊本地震以降、全国的に耐震基準を満たしていない自治体庁舎が問題視される中、建築後56年を経過し、老朽化が著しい本市庁舎の耐震化についても検討を進めてまいりました。ただ、建物のコンクリート強度や構造耐震指標など、耐震性の具体的な根拠数値がないことから、耐震診断を実施することとなりました。

今回の耐震診断に当たっては、平成29年3月に三重県建築物耐震改修促進計画において、防災拠点として本市庁舎が指定されたことにより、交付金の交付率が3分の1から2分の1に引き上げられたことにより、昨年9月の第2号補正予算に本庁舎耐震診断業務委託料638万円を計上し、御承認をいただいたものであります。

その後、受託者を契約金額541万800円で植松建築設計とし、落札率は84.81%で、入札差金96万9,000円は5号補正にて減額させていただいたところであります。

今回、耐震診断の結果が出ましたので、診断の結果につきましては、建設課より報告させていただきます。

○上村建設課係長 それでは、本庁舎の耐震診断につきまして、その概要と結果について報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

初めに、資料について通知をいたします。

資料に沿って順に御説明をいたします。

まず、1、本庁舎の建築物概要につきまして、竣工は昭和36年、既に築56年が経過した建物であり、昭和56年以前のいわゆる旧耐震基準によって建設されたものです。構造は鉄筋コンクリート造、地下1階、地上3階建て、延べ床面積は3,436.6平方メートルとなっています。

次に、2、耐震診断業務の概要について説明いたします。

尾鷲市庁舎耐震診断業務委託といたしまして、受託者であります植松建築設計と昨年度10月23日より3月21日までの期間、業務委託料541万800円で委託契約をし、昨年度末であります先月3月末に、受託者より結果報告を受けたものでございます。

次に、(2)その業務内容について御説明をいたします。

まず、耐震診断とは、旧耐震基準で設計された既存の建築物を現行の耐震基準と比較しまして、耐震性能の判定を行うことを言います。そのための具体的な業務内容は大きく二つの部分から成り立っております。一つは現地調査、これはコンクリートの強度試験を主とした現地での実物調査による検証、もう一つは構造解析、これは構造計算プログラムによる構造計算を行うものの二本立ての内容となっています。これら二つの結果を総合的に検証し、耐震性能を判定していくものです。

それでは、3、耐震診断の結果について報告します。

まず、一つ目の調査であります現地調査ですが、これは主に建築物を構成している主要な材料でありますコンクリートの強度や劣化状況を確認するための調査です。

建築物の材料としてのコンクリート自体の強度が万が一著しく低い場合、いわば豆腐にくぎを打つようなものですので、そういった状態になりますので、そもそも耐震診断をするまでもなく、補強改修すらできないこととなってしまいますので、まずは最初のステップとしまして、こちらのほうを検証させていただいています。

コンクリート強度の試験として、資料の写真にございますように、実際の建物の各階3カ所ずつ、地下と屋上を含め5層分ありますので合計15カ所、壁に実際穴をあけて実物のコンクリートコアを抜き出し、これを右側の写真にございます圧縮破壊実験、こいつを行うことによって強度試験を行いました。

結果につきましては、施工された年代から想定していたよりも健全で、強度的には全ての箇所でも本来有すべき強度であります推定設計基準強度17.7ニュートン/平方ミリメートルを上回っておるという結果でございました。

また、経年劣化につきましても、目視による全体の調査、コンクリート内部の劣化の進行度合いを調査しましたが、細かいひび割れや傷みはところどころで多少は見られるものの、構造的に重要な部分におきまして全体の強度に大きく影響を及ぼす劣化は認められず、竣工から56年を経ているものの、構造体としては大きく老朽化が進行しているといった状況ではないことが確認できました。

続きまして、次のページでございますが、資料二つ目の検証内容としまして、構造解析、耐震診断プログラムによる構造耐震指標 I_s 値の算定、こちらのほうにつきまして、先ほどは建築物を構成している材料単体の検証でございましたが、今度は建築物全体のトータルな強度、つまり柱や壁が地震に耐え得るだけの力があり、かつ、一方で、地震に対して柔軟に揺れを吸収できるかどうか、そういったことを計算していくものです。

この数値がよく耳にします、いわゆる I_s 値、構造耐震指標と呼ばれるものがあります。この I_s 値によって耐震性能の判定を行うことができます。解析の結果、今回、 I_s 値につきましては、基準値を大きく下回った部分がございます。資料の表の右側に評価基準を示していますが、 I_s 値が0.6以上であれば、地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊の危険性が低いものとして、一応所定の耐震性能を有していることになります。

ここで資料の表を見ていただきまして、特に2階と1階で顕著に悪い数値が出ております。表で見ますと、2階の東西方向で0.166というのが今回の最低値、これに続き、1階の東西方向で0.256と、いずれも0.3を下回った危険性が高いという数値になっています。これは、特に1階と2階で構造体としての壁が非常

に少ないということから、地震に対して、今ある既存の柱や壁だけでは支え切れない状態にあることを意味しています。

また、東西方向、南北方向と書いてございますのは、これは、例えば地震により建物が東西または南北に揺すられた場合の抵抗力、そういったことをあらわしています。例えばイメージしていただきやすいようにこの部屋を使って話しますと、地震が仮に一律に南北方向、こういった揺れ、こういうふうには揺れた場合を想定しますと、こちら3階になりますので、数値からいけば0.711となると、逆に東西方向、こういうふうには揺れた場合、この場合は0.341となってしまう、例えばこの階だけを見ますと、東西に揺れたほうが不利であると、すごく乱暴な例えで恐縮なんですが、そういったイメージだということでございます。

ただ、実際の地震の振動はそんなにきっちりと東西南北に揺れるわけではございませんので、ちょうどそれらをミックスしたような挙動になるのではないかとこのように考えられます。

やはり旧耐震基準で建てられた古い建築物でありますので、I s 値についてはおおむね想定した範囲でしたが、このI s 値の意味するところは、あくまでも建物は古くなっても、もはやずたずたでぼろぼろの状態ではなく、支える柱や壁の量が単純に不足しているといった状態です。ですので、それをある程度支えてあげることで、耐震性能は確保できるのではないかと考えております。

以上のことから、4、まとめとしまして、建築物全体としましては、柱や壁の量が不足しており、現行の耐震基準に照らして必要な耐震性能を満たしていませんでした。なお、材料としてのコンクリート自体の強度は比較的健全であり、耐震補強については、技術的には可能であると言えます。

今後の庁舎耐震の検討の中で、さまざまな方法が考えられますが、まずは一つの選択肢として、技術的な側面から検証をしたところであります。

報告は以上でございます。

○三鬼（和）委員長 専門的なことを踏まえまして、建設課のほうより耐震診断結果について説明していただきました。診断結果についての解説をしていただきました。

これらについて御質問ございましたらお願いいたします。

○奥田委員 1点教えてください。

②の構造解析のところではI s 値、さっき1階と2階がかなり低いという話もありましたけれども、逆に3階の南北方向とか屋上階はいい数字が出ているじゃないで

すか。ということは、下はだめだけど、上のほうは大丈夫ということですか。どう理解すればええんでしょうね。地下とか1階が潰れたら3階も屋上もないと思うんやけれども、どう理解したらええんですか。屋上とか3階はしっかりしているということなのかな。全体的にどう理解したらええんですか。

○三鬼（和）委員長 係長、一応壁とか柱の説明を踏まえて御説明願いたいと思います。

○上村建設課係長 一応計算上はあくまでも各階ごとに計算させていただきまして、そのうちの建物全体としては最低値を採用するという話になっておりますので、あくまでも本建物に関しては、最低値であります0.166というのが耐震結果になってしまいます。

各階ごとにデータをしているのは、今後、例えば補強をしていく場合の何階にどういった補強をしていけばよいのかという目安、そういった形で、あくまでも数値としては0.166という形になってまいります。

○奥田委員 だから、どう理解したらええんですかということ聞いておるんですけど、僕は。3階……。

○三鬼（和）委員長 係長か課長、部屋の間取りとかを含めて、そういった意味での数字が出ておる、出ていないも含めて、わかりやすく説明願いたいと思います。

○高柳建設課長 構造物、いろいろ壁とか、はり、柱がございませけれども、基本的に東西方向が弱いというのは、構造体となる壁が非常に少ないというのがもとの原因でございませ。

それで、屋上階から3階、2階、1階、地階と、それぞれ数値がございませけれども、屋上階、それから地階、数値の高い3階の南北方向、こちらについては、耐え得るだけの壁が比較的入っておるというような状況でございませ。

建物全体の評価としては0.166ということで耐震性能を有していないという形になりますけれども、奥田委員御質問の数字の高いところと低いところがございませますが、結果として補強を行うところは、こういう数値の低いところを中心に、構造体となる壁ですとか、補強をしていくことになろうかと考えております。

○奥田委員 ということは、3階とか屋上のほうが柱とかがたくさんあって、つくりとしてはよいということなんですかね。そういう理解でいいんですかね。

○下村総務課長 つくりとして、構造として比較的耐震性能を有しておると。でするので、そういう構造体、構造の壁とか比較的少ない1階ですとか2階、こちらの

ほうが部材が少ないということで、補強が必要であるということでございます。

○奥田委員　もう一点お伺いしたいんですけど、これ、9月の議会のときに予算が計上されて、そのときも議論になったと思うんですけど、総務課長のほうは補助金もあるもんでこの際やらせてもらうという話があったと思うんですが、今後のことですよ、今後、庁舎建てかえをするのか、それとも各課、ほかのところへ分散して置いておくのか、ほかのところへ庁舎を移転するのか、いろいろ方法があるじゃないですか。そのときも議論になったと思うんですよ。今後の方針も決まっていなくて耐震診断するのにかいという話もあったと思うんですけど、今後、どうされていくんですか、具体的に。これから話ですか。

○下村総務課長　耐震補強で済むかもしれないということで今回耐震診断を実施したわけです。ただ、耐震補強にどれぐらいの金額がかかるかどうかということは今後の話になりまして、経済的にも有利な方向で考えていきたいと思っております。

○奥田委員　じゃ、まずあれですか、いろんな選択肢が幾つかあると思うんですけど、補強がまず第一ということの理解でよろしいんですか。

○下村総務課長　補強にも莫大な金額がかかるようであれば、また別な選択肢を考えなくてはならないと。ただ、耐震補強に有利な起債がきいたり、金額がそんなにもかからないということであれば、耐震補強も一つの選択肢の一つになると思います。

○三鬼（和）委員長　冒頭で説明させていただきましたように、今後の取り組みにつきましては、また方向性が出次第、委員会に報告していただくということで御理解願いたいと思います。

○小川委員　ちょっと関連しまして、やはりI s値ですか、東西方向がかなり低いんですけど、2階と3階。こういうところでずっと業務するわけにもいかないと思うんですけど、耐震補強も可能ということで、先ほど奥田委員も言われましたけど、先ほどの分庁方式にするのか、建てかえるのか、その方向性というのは、委員長は余り聞いてほしくないような感じやったんですけど、大体方針を出すのはいつぐらいになったらわかるんですか。

○下村総務課長　今、小川委員さんが言われましたように、こういう結果が出た以上、早急に方針を固めていきたいとは思っておりますが、やはり費用、財政的なこともありますし、代替庁舎、分庁にするにしても、業務の執行状況もありますので、でき得れば年内までには方針を決定したいとは……。

○三鬼（和）委員長　年内、年度内。

○下村総務課長 年内。

○三鬼（和）委員長 年内。

○下村総務課長 はい。

○三鬼（和）委員長 今、執行部から年内をめどに今後の、こういった取り組みで、こういった耐震化、こういった庁舎のあり方をするかということの結論を出したいということでした。

他にございませんか。

議長から発言を求められていますので、許可したいと思います。

○南議長 済みません、座ったままで。

先ほど耐震の結果がやっと、厳しい結果で極めて、2階の東西ですか、揺れには耐えられないということで、極めて危険な市庁舎ということが確認されたと思うんですね、数値的にも。

先ほど総務課長が年内をめどに分庁云々の方向は示したいというような考えをお話しされたんですけれども、仮にもし年内にとりあえずスタートすると思うたら、分庁方式だと思うんですね。そういったある程度場所の設定がもし振り分けができるような状況が確認されれば、例えば次の年度、31年度から分庁もする可能性もあるんですか、考え方は。ここで業務するんじゃなしに、でき得れば安全なところへ分庁をしてでも業務は開始したいという、市長ですね、それは、言うたら大きな問題ですので、できたら、今の現時点の考え方でよろしいです。

○加藤市長 現時点の考え方ですね。

既に総務課長のほうからお話がございましたように、耐震診断が出てきてこういう状況というのを今お話しさせていただいたわけなんですけれども、要するにここでわかったことは、耐震補強も可能であるということがまず事実としてわかったわけなのでね。それで、その他の選択しについて、今まで、9月以降の議会でいろんな話が出た中で、方法論としては幾つもあると。極端な話、建てかえたらどうやと。建てかえて、それについてもPFI方式やったら建てかえという選択肢が一つあるわけですね。もう一つは耐震という、耐震補強してこの場にあれするという選択肢も一つあると。もう一つは、この前も議会でもございましたように、全部移転したとか、全部移転する。移転ということの中に、その中の選択肢の中に、あるいは分庁ということも考えなきゃならないと思います。あるいは全部移転しちゃうというような話もあるので、その辺のところを今後、先ほど総務課長が言ったように早急にきちんとまとめながら、費用のことも非常に大きな話でございますので、それ

じゃ、何が一応その中で執行部としてこれが一番いいんじゃないかという御提案ができるのかどうか議会にお諮りして、そういうことで、先ほど総務課長が言いましたように、年内にはどうしてもやっぱりその方向性をきちんと決めて詳細にわたって御説明し、議論をしていただきたいと、このように考えております。

○南議長 現時点での市長の考え方というのはよくわかったんですけども、僕自身の長年ここへ出入りするようになってから、役所の職員の方も当然市民であるということと、市民の出入りがかなりの方が常に頻繁に出入りさせておるということを勘案するとやはり、僕ですと、もし仮に分庁方式でも借りられるような例えば場所があれば、僕は市民への説明と理解のもとに、部分的には安全なところで業務を開始するというのも一つの考え方じゃないのかなということと、できたらぜひとも安全な場所で安心して仕事をしていただきたいなという強い思いがありますので、当然ここの耐震ができるという結果が出たというのは、僕は、それは驚きました、正直言うて。耐震なんか絶対できないだろうなという考え方でいたということで、選択肢がふえたということなんですけれども、いずれにしろ、より安全安心な場所で業務はやっていただきたいなという思いを持っております。

以上です。

○加藤市長 議長のお話について、非常に理解できます。

まず、やっぱり耐震診断が出てきて、こういう結果が出たんですから、早くやっぱり安全安心な場所で業務を行う、それで、市民の方々も安全安心な場所の庁舎に来ていただくというのか、そういうことをしなきゃならない、早くあれしなきゃならないと。

だから、先ほどおっしゃっています分庁の話についても、非常に大きな選択肢の一つであると考えておりますので、それはもう一度、今後早急に関係者が集まりまして、いろんな資料を集めたり、いろんなことをしなきゃならない、計算もしなきゃならない、それで早急に立ち上げまして、いろいろ御報告なりをさせていただきながら進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○三鬼（和）委員長 他にございませんか。

○奥田委員 市長、今、検討していくという話がありましたけれども、私、前から思うんですけども、2年前に熊本の地震がありましたでしょう。あのときに熊本へボランティアを兼ねていったんですけど、そのときに益城町の庁舎も傾いているのを見てきたし、宇土市のゆがんだ庁舎、テレビなんかでよくやっていましたが、

あれを見てきましたけど、あれを見ていると、やっぱり窓口業務、今、庁舎、水道が向こうにあるじゃないですか、それで防災があそこであり、福祉センターもどこも、福祉がちょっと行っているじゃないですか。むしろ、窓口業務が多いようなところ、やっぱり市民の方々が来られるところぐらいは場所を移してもいいんじゃないかなと、ほかのところ、耐震ができていて安全なところへ。耐震もできていないところに市民の方が出入りされているという、市役所の職員も心配ですよ。でも、市役所職員よりは一般市民の方のほうが心配なんやけれども、窓口業務の多いところなんかぐらいはちょっとずつちよつとずつ、とりあえずはほかのところで行ってもらうとかという考えはないですか、市長。一遍にやろうというような考えですかね。僕はできるところ、少しでも分散されたらどうかなという、ほかの委員さんは違う考えかもしれないけれども、僕はそう思うんですけど、いかがですか。

○加藤市長　　前回のたしか総務産業委員会ですか、奥田委員のほうからそういう御指摘があって、生で熊本大震災の状況を見ながら、要するに市民の方々の不安、あるいはいろんな手続をするに当たって非常に混乱した、そういうお話を聞いております。

そういうことも踏まえて、そういう御意見、お話については、私も脳裏に焼きついておりますので、やはり市民の皆様、もし万一こういうことがあった場合に、あった後、どういうふうな形で的確に業務を我々としてはやっていくかということは非常に重要な話だと思っております。私自身も感じております。

そういうことも含めて、これから早急に、アグレッシブにやっていかなきゃならないと思っておりますので、その辺も踏まえて検討はさせていただきたいと、このように考えております。

○三鬼（和）委員長　　他にございませんか。

○内山副委員長　　答弁は要らないんですが、耐震も大事なんですけど、この庁舎というのはバリアフリーではありませんので、その辺もちょっと考慮して行ってほしいと思っております。

以上です。

○三鬼（和）委員長　　いいですか。

先ほど執行部の答弁では、年内に方向性を示すということでしたので、それも先ほど庁舎の耐震補強もできるということも含めて、バリアフリー等々の話もございましたので、こういった意見も御理解いただいて、報告ができる段階で議会のほうに示していただきたいと思います。じゃ、よろしく願いいたします。

それでは、総務課につきまして、耐震診断の結果についてはこれで終わりたいと思います。

5分間、トイレ休憩したいと思います。

(休憩 午前10時44分)

(再開 午前10時51分)

○三鬼(和)委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開したいと思います。

3番目は、尾鷲市水道水源保護審議会の審議内容報告について、非常に水源の矢ノ川水流につきましては、生活水の取水のメインであるということも踏まえまして、現在審議会が行われていますので、審議会の結果をもって委員会ということもございましたが、非常に大きな問題であるということで、よって、1回目の審議会で扱われたことを含めまして、委員会のほうにも報告していただくということで進めたいと思います。

それでは、水道部長、よろしくお願いします。

○尾上水道部長 水道部です。よろしくお願いします。

それでは、尾鷲市水道水源保護条例に係る対象事業協議書が提出されたことに伴い、昨日開催いたしました尾鷲市水道水源保護審議会での調査、審議の内容について御報告いたします。

まず、対象事業協議書に係る事業概要について御説明いたします。

資料の1ページをごらんください。

今回提出された対象事業協議書につきましては本年3月6日に、対象事業者として土井恭平氏から、木材流通ストックヤードの整備を目的として提出されております。

事業の実施場所は、尾鷲市大字南浦字矢ノ川ウト小屋です。

埋め立てを行う実施面積は5,826.3平方メートル、埋め立てする盛り土量は5万3,516立方メートルとして、これによりストックヤードを約2,000平方メートル整備するものとなっております。

この整備の施工者は紀北町の株式会社岡本組です。

続いて、資料の2ページをごらんください。

位置図です。

事業場所はヒノキプレカット工場を林道沿いに進んだ赤丸の場所になります。

資料 3 ページをごらんください。

資料 1 で説明をいたしましたストックヤード整備に係る平面図です。赤線で囲ってある部分が盛り土造成部分で、先ほども説明いたしました。面積は 5,826.3 平方メートル、黄色で塗り潰してある部分が木材流通ストックヤードで約 2,000 平方メートルです。

資料 4 ページをごらんください。

縦断面図です。

緑で塗り潰してあるところが盛り土部分となります。左下のオレンジ色の部分が巨石積みの擁壁で、高さが 5 メートルとなります。全体事業規模としましては、高さが約 50 メートル、ストックヤード部分を除いた盛り土のり面部分が約 91 メートル、全体の事業実施区域面積は約 130 メートルとなります。

資料の 5 ページをごらんください。

現在の現地の写真でございます。写真の左上をごらんください。

写真の上の左では、3本の黒いパイプが通っていることが確認していただけると思います。これにつきましては、対象事業協議書が水道部に提出された折に、現地確認をした際に、もう既に現地の木が切られておりました。木が切られたことによりまして、上流部から流れる水をそのまま流してしまいますと矢ノ川への濁水の流出が心配されましたことから、現地におきまして、濁水防止のための仮設のパイプ設置をつながることを認めた結果、以上のような形となっております。

少し左のほうに白い部分が見えると思うんですけど、これは砂利を敷いております。このパイプ等の設置のために重機が通るための砂利というふうに考えております。

以上でございます。

次に、事業内容に基づき、尾鷲市水道水源保護審議会で審議をしていただいた内容について御報告いたします。

審議会では、対象事業協議書の内容について、尾鷲木材流通ヤード盛り土施工手順書、再生土試験結果報告書及びストックヤード縦断面図などをもとに、施工者の株式会社岡本組のほか、関係事業者に詳細な説明をさせました。

その後、説明内容のさまざまな部分について、各審議委員から疑義、質問等が多々あり、特に市外から搬入される土壌についての質問が集中しましたが、審議の結果、最終的に第 2 回審議会開催に向け、説明及び資料が不十分であった以下の 7 項目について、施工者と事業者に対して再確認を依頼したところでございます。

七つの項目について御説明いたします。

一つは、降水量、沈澱池の詳細な計算の説明を求めました。

二つ目としまして、土質、土粒子、含水比の、含水比というのは土砂に含まれる水の比率のことですが、含水比の詳細な説明、三つ目としまして、斜面の角度の安全性、資料にもついておりますが、縦断面図のことです。違う土をまぜ合わせたときの盛り土として適しているのかどうか、詳細な説明を再度求めました。

続きまして、四つ目としまして、放射線濃度の数値、これは説明の中で事業者のほうから数値が安定したので現在ははかっていないということでした。その数値が安定しているということは、ゼロなのか、基準値内の中で安定しているので測量していないのか等の説明を再度求めました。

五つ目としまして、土壌検査結果証明書で検出が確認されておりますセレン汚染の由来を再度説明するように求めました。これは自然由来であればなぜセレンに汚染されているのか、全国的にどこにでもあるものなのか等を求めました。

六つ目としまして、土砂発生元のデータを求めております。事業者からは約30県から再生土を取り寄せているということでしたので、搬出業者からのデータと処理後のデータが必要であると認めまして、これの提出を求めております。

七つ目としまして、建設汚泥から再生土になるまでの詳細な処理の工程を説明するように求めております。

以上が7項目になりますが、なお、この7項目につきましては、審議会の中で、本日の総務産業常任委員会での報告を了承していただいております。また、審議会終了後に宮岡会長から報道並びに傍聴者に対しまして、同様に公表しております。

以上が対象協議書並びに昨日の尾鷲市水道水源保護審議会での内容の説明となります。

○三鬼（和）委員長　以上、審議会を開催するに至った経過とともに、会長のほうより、まだ確定したことでないので要望したこと7点、口頭での説明になりますが、お話をさせていただきました。

この審議会については審議会の結果をもって市長に答申するということになっておりますので、それらを踏まえて、御質問等がございましたらお願いいたします。

○小川委員　ちょっと確認なんですけど、伐採するとき農林のほうですか、報告、伐採する前にあったのかどうかというのと、あと、黒いパイプをやっていますよね。先ほど切った後の土砂がどうのこうのと聞いたように思うんですけど、これ、水道部でこのパイプにすることは許可したんでしょうか。その2点。

○尾上水道部長 1点目の伐採に係る農林水産課の許認可に関しましては、詳しくは確認しておりません。ただ、当然に申請は出ているものと思っております。

最後に、パイプの件なんですけれども、先ほど説明の中でも申し上げたんですが、対象事業協議書を受理する前に、提出された段階で中身を精査します。なので、受理する前に対象協議書の中身とともに現地を訪問した際には既に伐採、抜根されておりました。そのままでは上流の取水ますから水がそのまま直接流れ込みますので、これまでは木があったのでそこから流れ落ちても大丈夫だったのが、木がないことから、当然に濁水が発生するだろうということでしたし方なく、水道部としましては濁水発生に対応すべく、この管3本につきましては設置を仮設として認めております。

○三鬼（和）委員長 どうします。

○藤吉副市長 先ほどの伐採の部分で少し補足させていただきますと、この地域の伐採につきましては届け出が必要だということで、必要な届け出は水産農林課のほうに提出されております。

以上でございます。

○小川委員 届け出が出ているというのは、それはわかるんですけど、ひょっとして切ってからじゃないんですか、届け出が出たのは。

○藤吉副市長 必要な届け出が提出されたということで、水産農林課のほうから私は報告を聞いておりますので、ちょっと、前後というところは確認しておりませんが、届け出が必要で、届け出が提出されましたということで聞いております。

○小川委員 これを見ますと、事前着工で着々と進んでいるような気がするんですけど、その点はどうなんでしょうか。そういうことはないですか。

○藤吉副市長 木材の伐採については届け出が提出だということで、そこは終わってしまっているんですけども、今後、ここで水源の保護に規制が必要な施設かどうかということは、これから審議会のほうで議論されますので、その審議会の結論をもってまた市として判断させていただく、そういう形になると思います。

以上です。

○尾上水道部長 事前着工の部分につきましては、この伐採が、山林所有者が林業の一環として伐採されたということであれば、そこまでであれば何も問題がないといえますか、なので、事前着工と、準備とは見えるんですが、今の段階では水源保護審議会のほうに、今後の盛り土のことについて審議対象協議書が出て審議して

いる最中ですもんで、水道部としては、木を伐採して搬出したところまでについては、濁水のおそれがありますので、本来であれば伐採するまでに届け出をしてほしかったと思っておりますが、現時点では、先ほど御説明したように、仮設のパイプで林業の一環でやるということであれば、いたし方ないかなというふうに判断しております。

○三鬼（和）委員長 伐採の申請と、それは確認しておるんです。部長はそれはうちの関知しないことという発言をして、副市長のほうは申請が出ておると言うたんですけど、日程的なものを踏まえて、きちっと事前に伐採計画が出されてした後でそういったのが出てきたって時系列的には問題ないんですか。後々になってから（聴取不能）になっておるとか同時やったということが出てくると困りますが、その辺はどうなんですか。

○藤吉副市長 あくまで水源ということではなくて、先ほど水道部長が説明させていただいたように、伐採についてはあくまで林業事業者として木の伐採をする必要があって、それに対して届け出をしたということですので、あくまでストックヤードをつくるという前提ではないというふうな伐採だというふうに聞いておりますので。

○三鬼（和）委員長 副市長、伐採はわかるんです。時系列的には間違いはないんですかというの。あと、審議会、整備のことが出てきたので慌てて伐採のやつ、日にちって、その辺の時系列は間違いはないんですかと確認しておるんです。

○藤吉副市長 時系列的なところは担当課で確認させていただかないと、私、ちょっとそこは資料を持っておりません。

以上です。

○三鬼（和）委員長 それでは、暫時休憩して、現在の水産農林課の担当者に委員会に出てもらってください。

この間、暫時休憩します。

（休憩 午前 11 時 05 分）

（再開 午前 11 時 13 分）

○三鬼（和）委員長 それでは、会議を再開いたしますが、水産農林課長ほか担当者が出ておるということで、これは審議会の直接水道水源の審議をする部分には関係ないので、副市長の説明がありましたので、時系列等々、その部分がきちっとなった、行政の仕事としてされておるのかということを確認するということでした

ので、後で正副議長と我々正副委員の中で説明を受けて、委員の皆さんにはそういった写しなりなんなりをまた配付するというので、委員の皆さん、いいですか。それか会議しておる間に戻ってくれば来てもらいますけど。

(「報告でええんや」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 報告でいいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長 確認はこちらのほうでさせていただきます。

それでは、水源のほうについて進めたいと思います。

これらについて御意見ございましたらお願いします。御質問ございましたら。

○奥田委員 水道部長、わかれば教えてほしいんですけど、先ほど審議会のほうで六つか七つ、確認の、言われておったじゃないですか。それ以外で、何で尾鷲へ持ってくるのかというの、私はそもそもわからんのですよ。前から言うように、尾鷲でいっぱい土とか石はあるじゃないですか。

それで、今道路工事もしておるわけですね、高速道路。何で尾鷲なのかなという、庁舎の上にも持っていったじゃないですか。あの時からずーっと思っておるんやけれども、尾鷲へ持っていく必要ないやないですか、いっぱいあるんやから。そこが何でなのかということです。まず、それをちょっと教えてください、わかれば。

○三鬼(和)委員長 審議会でも出ておりましたので、説明してください。

○尾上水道部長 まず、御理解いただきたいのは、七つにつきましては、各論の質疑について報告しますと審議会全てを報告するというのでして、それでは審議会の本来の意味がないということで、会長並びに審議会委員の了解のもと、最終的に7項目を、じゃ、総務産業の委員の皆様にご報告してくださいということでした。

ただ、今の部分については、きのう審議委員として出席していただいた三鬼和昭委員長もお見えになって、確かにそのことは出ました。言われた委員さんは何で尾鷲のトンネル工場の土を使ったりせんのかと、それやったら何も問題ないのにとというような奥田委員と同じような問いかけに対して、事業者側の説明は、そう簡単には国交省は土をくれないとか、そういうような説明でして、何よりも今回のことについては、今回の対象事業者、土井恭平氏がここにストックヤードを、この業者さんの土をもって整備したいということで、我々はその仕事を請けおただけだというような話でして、本来の核心の部分の説明にはなかったんですけども、要は関東の、きのう見えまして事業者のところの扱っている再生土をもって埋め立てをしてストックヤードをつくりたいというのが依頼主の考え方だという説明でした。

○奥田委員　でも、今、関東と言われたけど、何で関東なんですかね。その辺はわかりませんか。

○尾上水道部長　その辺はわかりません。この事業を考えました土井恭平氏のお考えだと。それはきのう説明したと先ほど言いましたが、私も同じでわかりません。なぜ関東なのか、じゃ、逆になぜ関西でないのか、なぜ尾鷲でないのかということについては、わかりません。

○奥田委員　その辺のところは、やっぱり市民の方も不安になると思うんですよ。庁舎の上のところも、あれは千葉から持ってきたじゃないですか。同じ関東ですよ。あのときにも汚染土じゃないかとかいううわさが立って、私も線量計を持ってはかりに行ったことがありますよ。出なかったけど、ちょっと針が振れたけど、そんなに振れなかったもんで、僕も大きく取り上げたりしなかったんやけれども、ただ、紀北町なんかでも今すごい問題になっておるやないですか。僕も何年か前に三浦を見にいったことがあるんですよ。三浦、わかりますか。あそこの谷のところへ土を持ってきておるという話があつて、紀北町の人と一緒にいったことがあるんですよ。そのときは何とも思わなかったんやけれども、紀北町もそれが大きな問題になってきて、尾鷲でもああいうところに持ってきてですよ、それで、みんな心配しておるわけですよ。

だから、きちっとやってくれるのはいいですよ、これは事業として、きちっとした安全なものを持ってきてくれるんやったら、それは何も問題ない。皆さん、そうやと思う。何の問題もないんやけれども、それを何で関東から持ってくるの。そこが紀北町で問題になっておる。

それで、あそこの庁舎のところに置いたときもかなり皆さん不安になって、あの土は大丈夫なのかいな、関東から持ってきておるけどという心配をしておる中でまたこれがあつて、僕は本当に大丈夫なものやったらええと思うんですよ。水道審議会でも安全なものやったら何の問題もないわけやもんで。そこのところがようわからんのさな。何かあります。

○尾上水道部長　今の奥田委員が言われた部分なんですけど、安全というのが、多分奥田委員さんも100%担保されておるものの安全という意味かと思うんですが、きのう、民間の審議委員の方のほかに議長、三鬼和昭総務の委員長、それから、濱中佳芳子生活文教委員長の3人が出ていただいて、特に議員の審議委員さんが言っていたのは、100%仮に安全やとしても、市民の生活水、命の水である矢ノ川水系の上流の水源保護地域に、部外から搬出された土を埋めて盛り土をつく

られるということに関してはどうも納得しかねると。それは、逆に言うと、水源保護地域外、生活水に及ばないところであれば、きのういろんな説明、法的な部分も受けました、事業者から。全て納得できます。ただ、納得できるんですけど、それは水源保護地域外だったら納得できることでも、市民の水を扱う水源保護地域内だとちょっと違うという意見で、相当土質に関しては意見を言っていた経緯があるところがございます。

○奥田委員 確認させてもらいますけど、この盛り土5万3,516立米というのは、どのぐらいの量なんですか。トラックでいうと何台ぐらい。

○尾上水道部長 それもきのう審議委員からの質問でありました。なので申し上げます。10トン車で約9,000台だそうでございます。

○奥田委員 9,000台って結構ですね。結構な量やと思うんやけど。

もう一点教えてほしいんやけど、先ほど小川委員のほうから写真の話があつてですよ、木の伐採の話、木の伐採をするのに重機を入れてやるなんて、やらないでしょう、やるのかな。市だって今主伐をしておるけれども、事業をやっておるけど、重機まで入れてやらないでしょう、あれは急な斜面、昨年度も急な斜面のところをやったけど、重機まで入れて木を伐採するなんてやっていなかったと思うんですよ。

これを見ると、本当に先ほど小川委員が言われたように、事前準備をどうのこうのという話があつたけれども、木を切ったと言いながらこれだけ道をつくってやっておるということは、かなりの事前準備じゃないかなという、客観的には思いますよ。水道部長、そう思いませんか。事前準備をかなりされているというような。

○尾上水道部長 先ほども申し上げたとおり、本来であれば木を伐採する前に、木を伐採することも含めて対象事業協議書を提出していただければ最適だったと思います。

ただ、考え方だと思うんですが、地権者が木を切ったことは林業にかかわること、その後、ストックヤードをつくることというふうに言われると、確かにこれから盛り土をすることが、あくまで水源保護審議会で審議する内容になると思います。木を伐採することと考えれば、それは審議会の中での取り扱う部分ではないのかと、申しわけないです、そういうふうな考えで今おります。

砂利を敷いて重機の部分につきましては、濁水を出さない安全対策のために仮設パイプを認めたという説明をさせていただいたとおり、仮設パイプを設置するために重機が入ったことも確認しておりまして、その部分での砂利ということでございます。

○三鬼（和）委員長　審議会に入っております、今、奥田委員が質問しておることにつきましても、審議委員からも同じような、うがった見方をしたらそういったことをするのにやっちゃっているんじゃないかという質問も業者に対してありましたので、補足します。それも踏まえて質問してください。

○奥田委員　最後に、市長、副市長にお願いなんですけど、庁舎の上のところ、土をかなり持ってきましたよね。何立米持ってきたのかわからんけれども、あれでもかなり北側のほうへ土が流れへんかとか、いろんな心配をしている人が今でもいっぱいいるんですよ、たくさんいらっしゃいます。

僕、6月の一般質問でやろうと思っておるんですけど、曾根の廃船問題を知っていますか。これは何年か前からもあるんやけれども、もうええかげんにせなあかんと思うておるんですよ、市もしっかり動かなあかん。県は今やっていますけど、県の動きも鈍いんですよ。物すごい汚いんですよ、あれ。市長、見たことないですか。ひどいものですよ。去年の10月の台風の時でも古江まで流れていっておるんですよ、あの廃船が。

あれも早急に対応せなあかんと思うておるやけれども、そういう環境問題があるだもんで、業者がしっかりやると言うても信用できませんよ。もう何年か取り組んでおるんやけれども、いまだにあれは解決しないもん、曾根の問題、御存じでしょう、皆さん。御存じじゃないかな、市長、副市長、御存じでしょう。これは放っておいたらあかんと思うんですわ、本当に。

そういうこともあるわけだもんで、僕はきちっとこの辺を対応、何回も言うけど、きちっとやってくれたらええと思うんですよ。安全なものを運んできてきちっとやってくれたらええけどね。でも、関東から持ってくるというのは、やっぱりちょっとあれっと思う人が多いと思うんですよ、市民の方。何で関東から持ってくるの、こんなに土とか自然がいっぱいある、石なんかいっぱいある中で、なぜわざわざ関東から持ってくるの。尾鷲の土を使ったらええやないですかと。その辺のところを、不安があるもんで、やっぱりこの辺のところの不安を払拭してもらおう努力をしっかりと、市長、副市長、やってほしいと、それだけお願いしておきますわ。お願いします。

○加藤市長　奥田委員おっしゃるとおりですよ。私も疑問に思っていることは事実ですから。

その際に、今回の水道水源の保護審議会、これに一応委ねているというところでございますのですけれども、まず、市長としての考え方は、矢ノ川の水源地という

のは、市民の命の水なんですよね。この認識は私は十分持っています。そのために、やはりこれは、市民の命の水を守るためには、私はやるべきことはきちんとやると、この覚悟であります。

○奥田委員　ただ、これは水源だけの問題じゃないと思うんですよ。水源があるからどうのこうのという話がありましたけど、水源だけの問題じゃないと思うんです。皆さん、だって、矢ノ川へ流れたら海へも流れるわけでしょう、もし汚染土だとしたらですよ。汚染土とは言いませんけど、もしもですよ、水源だけの問題じゃないですよ、矢ノ川を通過して海にも流れるわけですから。

だから、水源だけの問題じゃないということだけは、水源の近くじゃなかったらいいという、そういう問題じゃないと僕はないと思うんですよ。さっきもこの前の水道の問題では、水道水の近くじゃなかったらええとか、水道水源の近くだからだめだとか、そういう話が出たという話ですけど、そういう問題ではないと思うので、そこだけは。そうじゃないですか。

○三鬼（和）委員長　部長、これまでの橋本組、固有名詞やけど、採石場とかのを含めて、審議会がかなり濁水だけでも厳しいあれをとったというので、審議会ですべてをやっているということをしちっと説明してください。

○尾上水道部長　今の奥田委員さんの御心配の部分につきましては、今は確かに水源保護地域内に盛り土の整備事業をします。それは条例に係る3項目に、その事業を行うことで水源地を汚濁……。

（「そうゆうことじゃない、それは」と呼ぶ者あり）

○尾上水道部長　いえいえ、そこでの審議で、仮に水だけではなくて、先ほど言われた港湾、生活に影響するおそれがあるものが発見されれば、それは濁水であれば濁水協議会、それ以外であれば関係部署との横の連携をしまして、まずは水源の保護審議会ですべてやっておりますが、水源の保護審議を超えてかかわらなければならないことに関しては、行政全般として当然に情報共有して動くということがございます。

○奥田委員　最後にしますけど、僕が言っていることはちょっと違うんですよ。僕が言っているのは、水源がどうのこうのと審議会をやるのはいいですよ。

ただ、僕が言いたいのは、紀北町でも今かなり問題になっておって、条例をつくらうとか、いろんな議論をやっておるわけじゃないですか、隣の町が。相当やっていますよ、議論を。そういう中で、尾鷲市は水道水源の問題なんだということで、それでやっておったらええんだみたいな、そういうことやないでしょうということ

だけ僕は申し上げておるんですよ。

ただ、今やっていることに対して、水道水源の審議会をやっていることは、それは否定しませんよ、それは当然やってもらう。ただ、執行部としてそれをやっているからいいんだとか、そういうことじゃないということだけは、水道水源だけの問題じゃないですよということだけは認識してほしいなと僕は思うんですよ。それだけお願いしますよ、その認識が。どうですか、市長。

○加藤市長　　基本的にはよそからややこしいものを持ってくるなというようなことだと思っております。これが基本だと思っております。おっしゃることは非常に、私、理解できます、そうあるべきだと。今回は特に水道水源のこの件についての議論だものなんですから、それについて申し上げただけのことやと。

要するに、大局的に考えたら、当然そういうことも踏まえた形の中で、今後、こういう問題についてどう対応していくのか、それぞれそれぞれの審議会なりなんなりというのが分かれておりますから。ただ、今回については的を絞りながら、こういう問題についてこの審議会に委ねていると。当然のことながら、全体の考え方としては、奥田委員おっしゃるような考え方は、私は持っております。

○三鬼（孝）委員　　盛り土の有害物質があるかないかの確認は、これは県がするのかな。どこやろう。

○尾上水道部長　　きのうの審議会での事業者からの説明ですと、事業者側が土質検査をしたもの、マニフェストの中で受け取って安全やということで。

一応聞き及んでおるのは、これが仮に事業が認められたとしますと、第3岸壁、県の岸壁から搬入されるということで伺っておるんですが、その際には県のほうにも検査証を提出するというようなことも若干、確認ではないんですが、聞いております。

○三鬼（孝）委員　　それで、さきの定例会の予算決算常任委員会の水道部の審査があったときに、たしか村田委員さんかな、指摘されておりましたけれども、この実施面積、坪数でいくと1,700坪余り、ストックヤードの面積が600幾坪ぐらいあるんやけれども、この辺の問題は審議会でも何も指摘はなかったですか。

○尾上水道部長　　はい、ありました。

これは逆に事業者からの説明がありまして、ストックヤードとして有効活用する面積がどうも2,000平米だったということでした。

その2,000平米を確保するための工法を検討したところ、緩くするかきつくするかで谷がどんどん長くなるらしいんですが、ある程度ころ合いのいいところの

谷からスタートして盛り土をしていって、2,000平米を確保するために考えた事業計画が、資料にもあると思うんですが、平面図と縦断面図にわたる計画だということの説明を受けております。

○三鬼（孝）委員　それで、今奥田委員も言っていましたけど、水道水源の問題だけじゃなしに、当然土砂が流れた場合、海に流れるので、漁業への影響も心配がありますね。そんなところで、尾鷲漁協さんからのそういう要請か何かあるんですか。

○尾上水道部長　現時点では特に漁協さん以外、言うたら第三者からのそういうお話はございません。というのは、今回ストックヤード整備事業が公になりましたのが、確かにさきの常任委員会でも少しは話になったんですが、これほど明確に事業内容が公になるのはきょうが初めてだということで、今後、各関係団体とか市民の方から、いろんな盛り上がりといいますか、感触が出てくるのかなというふうには考えております。

○三鬼（孝）委員　その辺のところはこれまでも、石材の問題で署名活動もやった経緯もありますし、今そういうことも出てくるのかなと思いますけれども、それ以外に、盛り土が5万3,000立米ですか、今トラックで9,000台と言ったのか、1日に25台が走るわけやな。その辺の交通関係の影響も出てくると思うので、その辺のところは総合的に市としてもいろいろ指摘することは指摘するようなことをしていかなきゃならないと思いますので、その辺はよろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

○尾上水道部長　十分にその辺も理解して頑張っていきます。

○三鬼（和）委員長　他にございませんか。

○内山副委員長　きょうは水道水源の保護審議会の報告ということで、一次産業の木材流通ヤードということで、水源にかかわらない場所でしたらどんどん推進していただきたいと思うんですけど、命の水の水源ということで、私はもう現時点で反対ということ意見を申し上げておきます。

以上です。

○尾上水道部長　命の水ということは間違いありませんので。

ただ、このことに関しましては、どこまでも尾鷲水道水源保護審議会の中で慎重な審議を続けていただきまして、結果を待つということで、済みませんが、よろしくお願ひします。

○奥田委員　確認なんだけれども、水道水源保護審議会のメンバーというのはどんなメンバーがいるんですか。

○尾上水道部長　今13名で構成されておまして、会長が三重大学の宮岡教授、それから市議会議長、南議長です。それから、総務産業常任委員長、三鬼和昭委員長です、それから生活常任委員長、瀧中委員長です。

（「3人もいるんですか」と呼ぶ者あり）

○尾上水道部長　はい。もう以前から条例を……。

（「きのうのことやがな」と呼ぶ者あり）

○尾上水道部長　あと、自治会連合会から環境部会の小倉さん、それから区長会から宇田さん、それから連合婦人会から塩津さん、商工会議所女性部から森さん、それから、熊野にありますひまわり基金法律事務所から森弁護士、薬剤師会の黒田先生、それから、先ほど言いました県の環境生活部環境課長の瀬川さん、水質に詳しい一般財団法人三重県環境保全事業団の古川さん、最後に、市の環境課長の竹平となっております。

○奥田委員　僕、これ、議会側から議長、総務産業常任委員長、生活文教常任委員長、3人も入っておるって知らなかったんですけど、だから、先ほどからもう議論したじゃないか、報告があったんじゃないかって、僕、かなりとめられましたけど、審議会とかは、議会は入らないという話じゃなかったんですか。これ、まだ残っておるんですか、3人も入っておるって。

○三鬼（和）委員長　これはずっと長く、審議会するときに残すべきということで残っています。何件か審議会の中で残っておるものがあります。

○奥田委員　三鬼和昭委員長なんかも、随分前にも審議会なんか議会から外そうやないかということがあってかなり外れたと思うんですけど、そうやないと、きょうなんか、僕、言おうとしても議員が3人入っておったんやから言えない、さっきも審議会でその意見が出たんやないかと言われて、報告だけやなんて言われたら、議会で何も意見を言えなくなってしまうし、これ、審議会に残っておるとするのは僕はちょっと問題やと思うんですよ。だって、議会は審議できないじゃないですか、議論もできないですよ。

これ、審議会、やっぱり引きましようという話があってどんどん引いてやってきたわけやもんで、そうやないと、3人も入っておったら事前にやってくれよという話も、議会としての意見も聞いた上で参加してもらおうのやったらいいですよ。でも、参加しておって、こんな意見が出ていましたよと言われて、きょうは報告だけです

なんて言われたら、僕らは何も言えないじゃないですか。ちょっと問題じゃないですか。

○三鬼（和）委員長　これは審議会が優先されますので、ですから、これは報告事項という説明がありましたよね。

ただ、もう一点、議員が出るか出やんかについては、これは議会改革の中で残ってきたのですので、御理解願います。たまたま私が総務委員長で入っておるというだけのことで、ずっと審議会の中には、審議会から、水道水源に関しましては入っています。ですもんで、また議長に言って、議会改革の中で御発言願いたいと思います。

○奥田委員　だから、僕は言いませんけど、農業委員だって外れたわけですからね、農業委員でさえ。だから、こういう審議会は外してほしいんです。外してもらわないと、だって、議長も総務産業常任委員長も生活文教常任委員長も出られているのだったら、やる前に議会の議員の皆さんの意見を聞いて、こうですよということで代表して行ってもらえるなら構いませんよ。だったら、僕、きょう、意見も言いませんから。そういうものもなしで、僕、全然知らなかったもん、3人も出ているなんて。知らなかったもんで、審議会は全部外れていると思ったから、3人も残っていて出ているんだったら事前に議員の皆さんの意見を聞いて、議員はどんなのかなと言うて持って審議会へ行かれるんだったら、ほかのところもそうでしょう、多分自治会とか連合婦人会とかも、皆、役員会とかを開いて代表で行っているわけでしょう。個人として行っているの。だから、僕はそこだけちょっと、また議運でのあれかな。そこら辺、僕はちょっとお願いしたいなと思うけどね。

○尾上水道部長　奥田委員が確認したいことと違うのかもわかりませんが、各団体の方が個人で来ているのかというんじゃないかと、事前に審議をするとしても、今回事業対象協議書といいまして、これほどの事業計画をもとに業者から聞き取りをして審議したんですが、事前に詳細な配付をしていませんもんで、当然に、審議会に出席していただいて初めてその内容を見ながらということになりますもんで、事前審議とか、そういうのはございませんもんで。ちょっと違いますかね。

○三鬼（和）委員長　奥田委員、これは審議会ですので、議会の議決とか、そういった問題でない、市長に答申するのですので、ですので、議会側から3人入っておるので、きょう、こういった問題を含めて委員会のほうに説明していただいておりますよって、新たにこういうことを聞くべきじゃないか、指摘するべきやないかということは、議長を含めて我々でまた審議会の中で発言をしますよって。

(「3人も入っておる、知らなんだ」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長　これはここの今の委員会の問題ではないので、御理解願いたいと思います。

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長　審議会のこれからの流れについて、部長、何回ぐらいするのであろうとか、どういうことを含めて、説明してください。

○尾上水道部長　きのう、宮岡会長が考えている大体のスケジュールにつきましては、先ほど御説明しました事業者側に振った7項目、これについての説明ができる準備が整ってから2回目を開こうかということで先生は考えております。

3回目に、できればもう少し土質なり工法なりにたけた専門家の方の意見も聞きたいなということで、2回、3回目あたりまでは、どうも宮岡会長の中では考えておられるようです。

水源保護審議会としましては、基本的に60日ということで条例に定めがありまして、今回この7項目の回答が来ましたら、そこから60日以内に基本的には審議会を開くということになっておりますので、逆に、遅ければ今から2カ月ほどですか、業者側の対応が早ければ、もう少し早く2回目が開かれると思います。

以上でございます。

○三鬼(和)委員長　以上、審議会の今後の流れというのを報告していただきました。

じゃ、いいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三鬼(和)委員長　それでは、これで総務産業常任委員会を閉じたいと思います。御苦労さまでございました。

(午前11時43分 閉会)